

はじめに

◎第18期270回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。
出席委員（敬称略）：葛西、扇谷、屋田、中山、小中、安部、濱田
欠席委員（〃）：池田、影原、佐々木
開催日時：平成19年7月26日（金） AM9：15～11：00
開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所 3F会議室

議題

1. 隠岐海域における小型底びき網漁業について（報告）

隠岐海域における小型底びき網漁業の新規許可について報告されました。委員からは、ルールやマナーを守りながら、うまく経営が成り立つように願いたいなどの意見がありました。概要は以下のとおりです。

《概要》

1) 経緯等

平成19年4月時点の島根県内の小型底びき網漁業の許可隻数は、石見52隻（うち10トン以上42隻）、出雲5隻（うち10トン以上3隻）の計57隻である。隠岐海域では、昭和41～45年頃に最大3隻（すべて10トン以上）許可を出していたが、以降の操業実績はない。当時は、漁船の能力が低く操業海域が限られていたこと、沖合底びき網漁業との漁場競合が激しかったこと等が原因で経営が成り立たなかったと推測される。

近年、新日韓漁業協定の発効により底魚の資源の回復傾向が見られることや、県東部の沖合底びき網漁船が減少したことなどから、隠岐海域における新規許可の要望が出されている。

2) 隠岐における小型底びき網漁業の可能性について

【当時との比較】

- ① 漁場・資源が競合する沖合底びき網漁船が激減
- ② 新日韓漁業協定発効による韓国漁船の操業不可
→ 底魚資源が回復傾向にある。
- ③ 測度法の改正による漁船自体の大型化、エンジン馬力の向上、漁具の大型化
→ 従前よりも、操業可能な漁場が拡大。

【期待されること】

- ① 漁場の有効利用
- ② 水揚の確保
- ③ 漁業後継者育成
- ④ 地元加工業の振興 など

【課題】

- ・ 本土側への輸送手段の検討（輸送コスト、輸送にかかる日数など）

3) 許可の手続き、事前説明について

小型底びき網漁業の許可隻数は、県の要望等に基づき、国で定められている。小型底びき網漁業の操業区域は、石見・出雲・隠岐の3海域に分かれている。現行制度上、新たな操業区域での許可は所定の手続きを経れば可能である。

隠岐海域での許可は40年ぶりとなることから、許可について検討・整理するとともに、事前に関係者に説明し理解を得た。

【事前説明の経過】

7/6（金） JFしまね西郷支所

7/9（月）～7/13（金） 西郷のばい・ずわいがにかご漁業者
7/11（水） 海士町漁協、JFしまね浦郷支所

4) 操業上の問題点及びそれに対する考え方

【他の漁業との漁場の重複について】

小型底びき網漁業の操業海域：隠岐海域では35度50分以北の隠岐島沿岸5海里以遠で、水深180mまでの海域（最大で200m程度）。

① ばいかご漁業の操業海域：概ね水深180～350m。（主たる操業水深は200～280m）
→ 直接的な漁場の重複は少ないと考える。

② ずわいがにかご漁業の操業海域：三度沖の概ね水深300m前後以深が主漁場。
→ 漁場の重複の可能性は低いと考える。

③ 一本つり・はえ縄：一部漁場が重複する可能性有。

→ 現在、既存の沖合底びき網との間に大きなトラブルはない。仮にトラブルが生じた場合には、調整を図る。

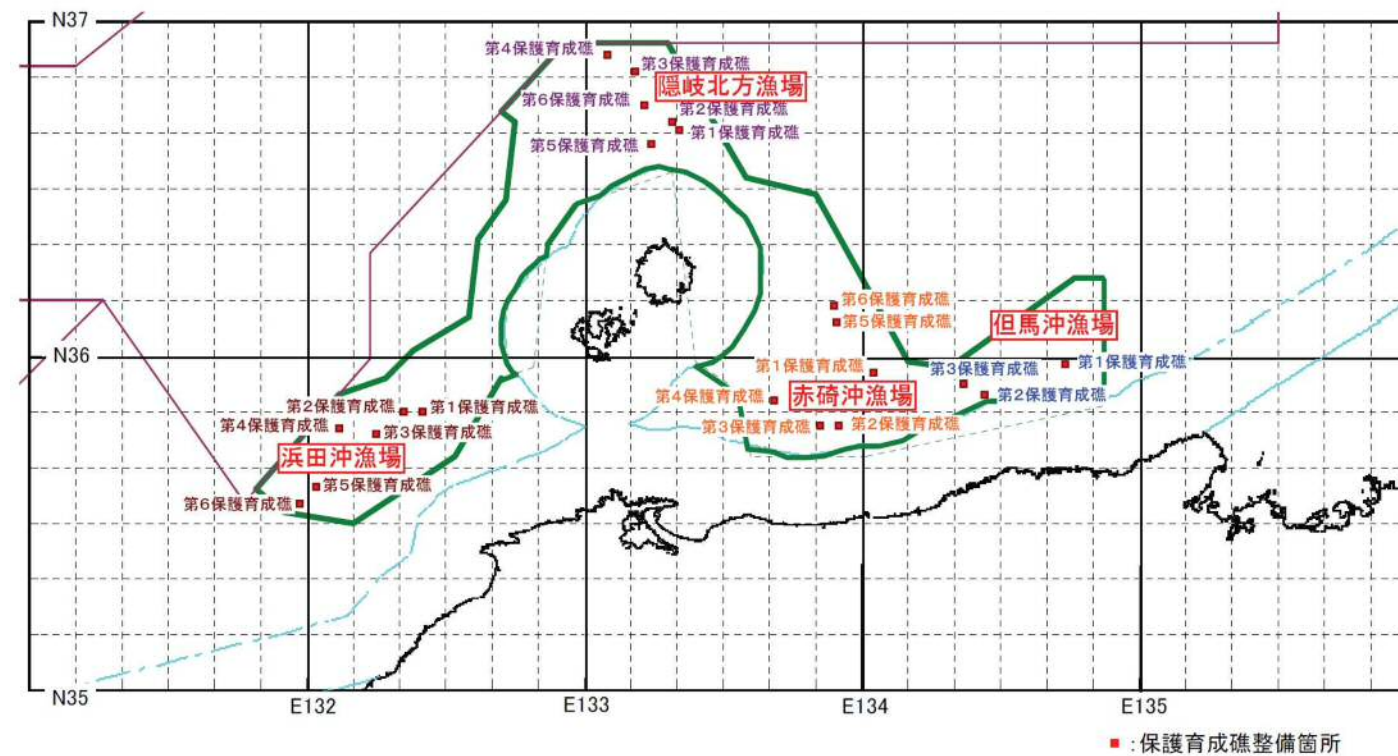
【ずわいがにの採捕について】

小型底びき網漁業の操業水深帯から考えて、ずわいがにを採捕する可能性は低く、あっても混獲程度と推測。

2. フロンティア漁場整備事業（日本海西部地域）について（報告）

日本海西部地域のフロンティア漁場整備事業について報告がありました。水産庁から隠岐に出向いて直接地元関係者と協議しており、平成19年度中に最終的な調整を行い、事前の海域調査に入る見込みとのことです。

日本海西部地区特定漁港漁場整備事業計画平面図



○次回の開催予定

開催時期－9月上～中旬 開催場所－隠岐郡隠岐の島町 漁業協同組合 JFしまね西郷支所

おわりに

◎雪も降り、厳しい寒さが続いております。風邪など召されませぬようご自愛ください。本年もよろしくお願いたします。

連絡先
 隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel: 08512-2-9669
 Fax: 08512-2-9674